

事業創造大学院大学 同窓会会則

(総則)

第1条 本会は、「事業創造大学院大学 同窓会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を事業創造大学院大学事務局内に置く。

2 事務局所在地は次の通りとする。

新潟県新潟市中央区米山3丁目1-46 〒950-0916

(目的)

第3条 本会は事業創造大学院大学(以下、母校という。)と連絡を密にして会員相互の親睦と研鑽を図るとともに母校の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦と交流
- ② 母校の学生団体の健全なる発展と育成を図るための支援事業
- ③ 在学会員の研究または、調査・学内諸活動の支援事業
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。ただし入会を希望しない者を除く。

① 正会員

事業創造大学院大学を修了した者(本科生)

② 在学会員

事業創造大学院大学に在学中の者(本科生)

③ 特別会員

事業創造大学院大学の経歴がある教職員または役員会に承認された者

(会費)

第6条 会費は同窓会費と行事ごとの実費(以下行事費という)の2種類とする。

2 同窓会費の金額及び行事費の取り扱いは当面の間、別表の通りとする。

3 在学会員が退学等により修了できなかった場合は資格を失い、納入済みの同窓会費から返金に係る諸経費を除いた額を返却する。

4 同窓会費の金額の変更は、役員会が発議し、総会の承認を得る。

5 行事費は役員会で決定して会員に通知し、参加者から徴収する。

6 行事費の使用状況については定例総会で一括して承認を受ける。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

① 会長 1名

② 副会長 1名以上

③ 会計 1名以上

④ 監査役 1名以上

⑤顧問 若干名

⑥一般役員 1名以上

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計、監査役は会員の中から総会で選出する。ただし、会長は正会員の中から選出しなければならない。

2 顧問及び一般役員は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した役員任期は前任者の残余期間とする。

(役員会)

第10条 本会の目的および事業遂行のために役員会を組織する。

2 役員会は会長、副会長、会計、監査役及び一般役員をもって構成し、会長がこれを招集する。

3 会長が必要と認めた者を役員会に出席させることができる。

4 次の場合には、会長は、ただちに役員会を召集しなければならない。

① 会長が必要と認めた場合

② 役員会から会議の目的たる事項を示し請求があった場合

5 役員会の議長は会長とする。

(役員会の議事および決議)

第11条 役員会の議事は、役員会を組織する現総数の2分の1以上が出席し、過半数で議事を決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 あらかじめ書面をもって決議への意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

(総会および臨時総会)

第12条 総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、役員会の決議により必要と認められたとき臨時にこれを開く。

3 総会および臨時総会は、会長が召集する。

4 次の事項は総会に提出して、承認を受けなければならない。

① 事業報告および収支決算ならびに事業計画および収支予算案の事項

② 会則改正の事項

③ その他、役員会が必要と認めた事項

(会計および会計年度)

第13条 本会の会計は会費および援助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

3 決算は、毎会計年度終了後3か月以内に事業報告書とともに、これを総会に提出する。

(解散)

第14条 本会の解散は、役員会で4分の3以上の決議を経て総会の承認を得なければならない。

2 解散に伴う残余財産は母校の本会と目的を類似する事業へ寄付するものとする。

(その他)

第15条 本会の目的に反する行為が認められる会員は、役員会の決議を経て除名することができる。

(退会)

第16条 会員の退会は、本人が会長あてに申請し、役員会で受理し総会で報告される。

2 退会に伴う同窓会費の返金はしないものとする。

(個人情報)

第17条 会員情報の管理は母校に委託する。委託された個人情報は関係法令、母校の個人情報取扱方針および個人情報取扱に関する諸規定に則って取り扱うものとする。

附 則

本会則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成23年6月11日より施行する。

附 則

本会則は、平成24年6月10日より施行する。

附 則

本会則は、令和元年6月19日より施行する。

附 則

本会則は、令和2年7月17日より施行する。

附 則

本会則は、令和5年1月18日より施行する。

別表 (第6条関係)

会費	金額等
同窓会費	5,000円
行事費	役員会が都度決定して会員に通知する。 行事費は、同窓会が主に学内で、公式に実施する講演会等の行事とそれに付随する懇親会等の費用をいい、同窓会有志が学外で行う懇親会等の会費は含まない。